

イタリアにおける企業設立ガイドライン

(2021年6月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ミラノ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ミラノ事務所が現地法律事務所 Pavia e Ansaldo Studio Legale に作成委託し、2021年6月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Pavia e Ansaldo Studio Legale は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Pavia e Ansaldo Studio Legale が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ミラノ事務所
E-mail：MIL@jetro.go.jp

JETRO

1. はじめに.....	1
2. 企業設立の種類.....	2
2.1 概要.....	2
2.2 駐在員事務所 (Ufficio di rappresentanza)	2
2.3 支店 (Sede secondaria)	3
2.4 現地法人 (Società)	3
①株式会社・有限責任会社の設立についての共通部分	4
②株式会社	5
③有限責任会社	8
④株式合資会社	10
⑤簡易型有限責任会社.....	10
⑥JOINT VENTURES (合弁事業).....	11
2.5 資本会社の設立フロー	11
3. 株式・持ち分に関する手続き.....	13
3.1 M&A	13
3.2 株式・持ち分譲渡.....	13
3.3 増資	13
3.4 減資	14
4. 会社清算手続き.....	15
5. 補足情報:イタリアにおけるデジタル化.....	17

イタリアにおける企業設立ガイドライン

1. はじめに

ヨーロッパの中心、かつアジア、アメリカ、アフリカを結ぶ理想的な三角形の中心に位置するイタリアは、その初期の伝統以来、世界に開かれた国である。

ビジネスの中心となる州(ロンバルディア州、ピエモンテ州、ヴェネト州)および主要産業中心地(ミラノおよびトリノ)はイタリア北部に所在する。

イタリアは特に(多くの場合 EU 水準で課される)新たな規制またはプログラムが需要を生む、あるいは国内競争が活発ではない未開拓市場部門において、広範囲な投資の機会を提供する。

優れた投資機会および成長のための大きな可能性を提供する、イタリア市場の主要な産業部門は、食料・飲料、観光、運輸、ファッションおよび高級品、ライフ・サイエンス、自動車、情報および通信技術(5Gを含む)、医療機器、化学、航空宇宙、再生可能エネルギーなどが挙げられ、さらに近年ではロボティクス、AI の分野も活発になっている。

イタリアが外国人投資家の関心を集めているのは、文化、芸術、景観、ワイン、食の資源の豊かさと、歴史的に海外に及ぼしてきた魅力が多分に影響しているともいえる。もっとも、イタリアで事業を展開し投資を成功させるには、イタリアへの投資のメリットとデメリットを理解し、EU 加盟国および創設国としてイタリアにおいて適用されている構造的な規制の枠組みを把握するほか、日伊間で締結している条約・協定、文化、地域的特徴等を理解していることが肝要である。

本報告書では、対内直接投資のうち企業設立に焦点を当てて解説をする。

2. 企業設立の種類

2.1 概要

まず、EU加盟国以外に所在する外国人投資家(自然人または法人)がイタリアで新事業を立ち上げようとする際、相互主義の原則が適用される。相互主義とは、相手国の自国に対する待遇と同様の待遇を相手国に対して付与しようとする考え方をいう。

外国人投資家はイタリアで以下の方法により事業を立ち上げることができる。

- 外国企業の駐在員事務所の開設
- 外国企業の支店開設
- 現地法人の設立
- 個人事業の開始

本報告書では、駐在員事務所・支店開設および現地法人の設立について説明する。

2.2 駐在員事務所(Ufficio di rappresentanza)

イタリア法規において駐在員事務所の定義がなされていないため、経済協力開発機構(OECD)が勧告するOECDモデル条約の取り扱いに従う。同モデル条約は事業活動を行う施設を恒久的施設とするところ、駐在員事務所はこれに該当しないため、現地において課税対象外とされる。

駐在員事務所は一切の商業活動を行うことができないが、将来イタリアで事業活動を行う恒久的施設(支店・法人)の開設を検討することまたはその準備をするため、市場リサーチ活動等を行うことを目的に設置することを選択する投資家も多い。

この点、駐在員事務所は、あくまで一時的・準備的な活動を内容としていることから、その設置期間は長期にわたらないことを念頭に置いておかれたい(ただし、存続期間にかかる法令上の規定はない)。

駐在員事務所の開設に際しては、管轄の商工会議所に必要書類(本社の取締役会の駐在員事務所設置・代表者任命・権限付与に関する決議の議事録¹等)を提出し、オンラインで商工会議所に登記申請を行うことが必要となる(公証人の介入は不要)。

商工会議所に登記する際に駐在員事務所および代表者の税務番号を取得していることが必要となる。

¹ 日本の公証人の認証・アポスティューユ・イタリア語の法定翻訳を添付することが必要。

2.3 支店 (Sede secondaria)

駐在員事務所とは異なり、支店は、恒久的施設の一種である。

既存の外国企業によって開設された現地支店は、外国企業の領土拡張的性質を持っており、意思決定レベルでも組織レベルでも、自律的な存在ではない。すなわち、支店は本社に従属し、これと同じ法人格を持ち、法的な独立性は有せず、本社は支店の責任を無制限に負う。

支店開設手続きは、公証人を通じて、管轄の商工会議所の企業登録所に所定の登録を行う必要がある。

商工会議所で提出が必要とされる書類は、親会社の支店設置・代表者の任命・権限付与決議議事録・親会社の登記簿謄本の写し・親会社が EU 非加盟国に所在する場合には本社の定款²などである。オンラインで企業登録所に登記申請を行う際に、支店の税務番号および付加価値税番号、支店代表者の税務番号を取得していることが必要となる。これらの義務に加えて、従業員に対する労災・社会保障上の義務もあり、さらに特定の事業を行うためには行政上の許可を得る必要がある。

本会社がイタリア法により予定していない会社形態で設立された場合、本社と支店の間の関係について、互換性がある限度において、株式会社の条文³が準用される。

2.4 現地法人 (Società)

イタリアの現地法人は、人的会社 (società di persone) および資本会社 (società di capitali) に大別できる。

・人的会社

人的会社 (単純会社 (Società Semplice)、合名会社 (Società in Nome Collettivo/s.n.c.)、単純合資会社 (Società in Accomandita Semplice/s.a.s.)) は、以下の特徴を有する。

- 会社の債務について社員は無限連帯責任を負う。
- 各社員は業務執行権を有する取締役である。
- ほかの社員の合意なしに、生前または死後に社員の地位を承継することはできない。

・資本会社

資本会社 (株式会社 (Società per Azioni/S.p.A.)、有限責任会社 (Società a Responsabilità Limitata/S.r.l.)、株式合資会社 (Società in Accomandita per Azioni/S.a.p.a.)、簡易有限責任会社 (Società a Responsabilità Limitata semplificata/S.r.l.s.)、は、一般的に以下の特徴を有する。

- 法人格を有する。会社に於いて社員の個性が重視されない。
- 社員の債務は会社に出資された現金および財産に限られる。
- 所有と経営の分離 (株主・社員は、必ずしも会社の取締役となる必要はない)。
- 株式・持ちは生前・死後において自由に譲渡することが可能。

² いずれも本国の公証人の認証・アポステイーユ・イタリア語の法定翻訳を添付することが必要である。

³ 民法 2197 条および 2508 条が適用される。

資本会社は、生産活動を共同で行うための人と手段のための組織であり、完全な財産的自治権が与えられていると定義することができる。従って、その資産を持つ会社のみが社会的義務を負い、株主・社員は、出資した資本に限定して責任を負い、法律で定められた特定の場合を除き、社会的義務について個人的責任を負わない。

イタリアの資本会社は、国内外の市場での競争力を高めることを目的に、大幅に改革された。その結果、株主・社員による戦略的な選択、特に将来の事業活動を規定する設立証書と定款の作成により大きな比重が置かれるようになった。

株主・社員は、会社の管理・統制を直接行う権限はないが、株主総会で議決権を行使したり取締役や監査役の選任に参加することができ、さらに株主・社員が自然人の場合には株主・社員を、株主・社員が法人の場合にはその組織に所属する者を取締役に選任することもできる。

株式会社は、企業にとって最も重要な意思決定に限定された権限を持つ株主総会、会社の経営と企業目的の遂行を担当する取締役、取締役の活動を統制・監督する機関を代表する監査役という三つの機関の存在によって機能する。

以下、本報告書においては、資本会社について説明する。

①株式会社・有限責任会社の設立についての共通部分

イタリアで最も主流の企業形態は株式会社および有限責任会社である。

株式会社および有限責任会社は、(複数の株主・社員が存在する場合)契約または(社員が一人である場合)片務的証書により設立することができる。設立証書・定款は公正証書により作成されねばならず、商工会議所の企業登録所にて登記されなければならない。

会社を設立するために、以下の条件が満たされていることが必要である。

- 資本金が全額、引き受けられていること。
- 資本金の 25% 以上(ただし、一人株主・社員の場合、現物出資の場合は 100%) が支払済みであること。
- 特定の目的に関し、会社設立のための許可を得ていること、または特別法により規定されたその他の条件を満たしていること。

設立証書は公証人が作成する。代理人を任命する場合は、設立証書に署名する権限を付与した委任状が必要となる。

委任状は以下の要件を満たしている必要がある。

- 外国会社が登記されている国の公証人の認証を受けていること。
- 外国会社が登記されている国に所在するイタリア大使館または領事館、外交当局の認証を受けていること。ただし、以下のいずれかの場合を除く。
 - 外国会社の登記されている国が、日本をはじめとする(外国公文書の認証を不要とする)ハーグ条約 1961 年 10 月 5 日締結国であるとき、委任状は、管轄機関により(公印認証よりも取得手続きが簡易である)「アポステイーユ」の認証を受けることが必要となる。

- 外国会社がベルギー、デンマーク、フランス、アイルランド、ラトヴィアで登記されているとき(EU加盟国間での書類の認証を不要とするブリュッセル条約 1987年5月25日)。
- 外国会社の登記されている国が、イタリアと外国公文書の認証を不要とする条約を締結している場合。

書類がイタリア語以外の言語で作成された場合に、イタリア人公証人が当該外国語を十分に理解することを宣言する場合を除き⁴、イタリア語の法定翻訳を付すことが必要となる。また、書類の様式を整えた後に公証人が書類の内容について訂正を求める場合もあることから、あらかじめ設立手続きを担当する公証人に書類の内容の確認を取ることを推奨する。

②株式会社

株式会社の資本金は5万ユーロ以上であることが必要である。

株式会社の株式は、原則として自由に譲渡可能な株式であり、かつ株主間で(経済的および経営的意味において)当価値で等しい権利を有する不可分なそれにより表象されている。しかしながら、定款で(損失についても同様に)異なる権利を付与した種類株式を発行し、(同じ種類に部類される株式に同じ権限を付与するものとする)種類株式の権限の内容を自由に定めることができる。

定款により許容されている場合、出資は、財産または売掛債権によっても行うことができる。現物出資による場合は、署名時に完済されることが必要であり、出資者は裁判所から任命された専門家(鑑定人)の宣誓付き報告書を提出しなければならない。

イタリア国籍・外国籍を有する自然人およびイタリア・外国法人のいずれもが株主となることができる。

株式は株式市場に上場することができる。

株主総会

株主総会は、議題に応じて定時総会と臨時総会に分けられる。定時株主総会では、財務諸表の承認、監査役の選任、取締役の報酬などを決定し、臨時株主総会では、定款変更、清算人の選任・交代・権限、増資、合併・分割などを決定する。

定時株主総会は、定款に定められた様式に従い、事業年度の開始日⁵から120日以内(例外的に180日以内⁶)に少なくとも1回開催しなければならない⁷。

また、定款に規定されている場合には、株主総会を電子的システム(オーディオ会議およびビデオ会議システム)を利用して開催することができる。

⁴ 英語で作成された文書に訳文を不要とする公証人は少ない。

⁵ イタリアの一般的な会社の事業年度は1月1日から12月31日までであるが、設立証書・定款において自由に定めることができる。

⁶ ①連結決算書の作成が必要な場合、または②会社の組織上の理由、会社目的に関連し、期限延長が必要となる場合を指す。

⁷ ただし、コロナウィルス感染拡大に伴う企業救済措置の一環として、2019・2020年度財務諸表の承認決議の期日は延長された。

議事録は二カ国語で作成することも可能だが、イタリア語は必須であり、議長と書記官は同じ場所で会議に出席することが要求される。

コーポレート・ガバナンス

株式会社は、以下の3タイプのコーポレート・ガバナンスシステムを採用することができる。

- (i)「通常モデル」:以下において述べる。
- (ii)「二元的システム」:会社の統制・管理が「経営委員会」と「監査委員会」によって行われることを定款で規定することができる。
- (iii)「一元的システム」:会社の統制・管理を同じ取締役会内の委員会が行うことを定款で規定することができる。

この点、上記二元的システムおよび一元的システムは、実務上、あまり浸透していないのが現状である。以下、現在イタリアにおいて最も採用されている通常モデルの概要を述べることにする。

経営機関

通常モデルでは、会社は一人取締役、または株主総会によって任命された取締役会によって運営され、任期は最長3年⁸である⁹(定款に定めがある場合は重任可能)。

定款の定めまたは株主総会の決議に従い、取締役会はその権限の一部を1人または複数の業務執行取締役または執行委員会に委任することができる¹⁰。

また、定款で規定されている場合には、電子的システム(電話・ビデオ会議システム)を利用して取締役会を開催することも可能である。

株式会社の管理体制には、株主総会または定款の規定に従って任命された1人または複数の「ジェネラル・マネージャー(Direttore generale)¹¹」が含まれることが多い。

⁸ 3事業年度目の財務諸表承認決議を以て終了。

⁹ 民法 2383 条

¹⁰ 付与された権限は登記され、取引内容において、取引先の機関が当該業務執行取締役または執行委員会が権限を有しているか確認するため、登記簿謄本の提出を求められることがある。

¹¹ ジェネラル・マネージャーは、権能の行使について取締役会をサポートし、会社を代表する権限が与えられた従業員である。イタリア民法によれば、会社との雇用関係に基づく行使可能な任務に加えて、ジェネラル・マネージャーの義務に関し、取締役の責任についての規定が、ジェネラル・マネージャーについても適用される。

取締役会

定款で別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会会長が有益と判断する場合、取締役が緊急時または正当理由があると判断する場合に召集される(全員出席会議の場合は招集なしに決議を行うことができる)。

取締役会会議は、少なくとも年に1回、定款に定められた様式に従い、財務諸表承認および総会招集のために開催しなければならない¹²。

また、定款に規定されている場合には、株主総会を電子的システム(電話・ビデオ会議システム)を利用して開催することができる。

議事録は二カ国語で作成することも可能だが、イタリア語は必須であり、議長と書記官は同じ場所で会議に出席することが要求される。

監査機関

通常のモデルでは、経営管理(および、定款で規定されている場合は財務管理)の権限は、株主総会で任命された3人または5人の常勤監査役、および2人の非常勤監査役で構成される監査役会に委ねられており、常勤監査役のうち少なくとも1人、非常勤監査役のうち少なくとも1人は、法定監査人として登録されたものである必要がある。法定監査人として登録されていない残りの監査役に関しては、法務大臣命令に定められた職業登録簿に登録されている者、経済学・法学部の在職大学教授の中から選出することを要する¹³。任期は最長3年¹⁴とする¹⁵(定款に定めがある場合は重任可能)。

監査役の解任に関しては、正当な理由がある場合に限られ、裁判所の措置が必要となる¹⁶。

監査役会は、少なくとも3カ月に1回は開催する。定款で規定されている場合、監査役会の会議は電話・ビデオ会議システムを利用して開催することもできる。

法定監査

通常モデルによれば、法定監査は、法定監査人として登録された自然人または会計監査事務所に委任される。

しかしながら、非上場株式会社であって定款が連結財務諸表を必要としていない場合には、会計監査を監査役会に委ねることができる(この場合、法定監査人として登録された主体により監査役会が構成されることを要する)。

¹² ただし、コロナウィルス感染拡大に伴う企業救済措置の一環として、2019・2020年度財務諸表の承認決議の期日は延長された。

¹³ 民法 2397 条

¹⁴ 3 事業年度目の財務諸表承認決議を以て終了。

¹⁵ 民法 2400 条

¹⁶ 民法 2400 条

一人株主

株式会社は、一人株主により設立することも可能である。一人株主は、以下の場合、会社の債務について片務的責任を負う。

- 資本金が完済されていない場合
- 一人株主の存在の情報公開について、法的義務が遂行されていない場合

③有限責任会社

有限責任会社は、法律の範囲において、定款で自由に決定できる余地が株式会社よりもはるかに多く認められており、柔軟でスリムな構造をしている。そのため、日本でも名の通っている規模の大きいイタリア企業も、株式会社ではなく有限責任会社の形態を選んでいることが多い。

有限責任会社の資本金は、1万ユーロ以上であることが必要である(ただし、簡易有限責任会社を除く。以下参照)。

資本金は、自由に譲渡できる資本に比例する投資単位(すなわち持ち分)により表象される(定款によりそのように定められていない場合は除く)。定款により、特別管理権限または経済的権限を特定の社員に付与することができる。

株式会社と同様に、定款により許容されている場合、出資は、財産または売掛債権によっても行うことができる。現物出資による場合は、引き受け時に全額完済されることが必要であり、出資者は、法定監査人による宣誓付き報告書を提出しなければならない。株式会社と異なり、社員から会社へのサービス提供により出資を行うこともできる。

イタリア国籍・外国国籍を有する自然人または法人の何れもが持ち分所有者(=社員)となることができる。

有限責任会社は、規制市場に上場することはできない。

社員総会

社員総会は、議題に応じて定時総会と臨時総会に分けられる。定時社員総会では、財務諸表の承認、監査役を選任、取締役の報酬などを決定し、臨時株主総会では、定款変更、清算人の選任・交代・権限、増資、合併・分割などを決定する。

定時社員総会は、定款に定められた様式に従い、事業年度の開始日から120日以内(例外的に180日以内¹⁷⁾に少なくとも1回開催しなければならない¹⁸。

また、定款に規定されている場合には、社員総会を電子的システム(電話・ビデオ会議システム)を利用して開催することができる。

¹⁷ ①連結決算書の作成が必要な場合、または②会社の組織上の理由、会社目的に関連し、期限延長が必要となる場合を指す。

¹⁸ ただし、コロナウィルス感染拡大に伴う企業救済措置の一環として、2019・2020年度財務諸表の承認決議の期日は延長された。

議事録は二カ国語で作成することも可能だが、イタリア語は必須であり、議長と書記官は同じ場所で会議に出席することが要求される。

経営機関

定款に別途定めがある場合を除き、有限責任会社は、社員により任命された一人または複数の社員により運営され、以下の経営システムのうちの一つを採用することができる。

- 一人取締役
- 取締役会
- 各自代表: 会社の経営は、取締役会の決議により(定款が社員決議によるものとするときは社員決議により)付与された特定の業務執行権(すなわち、財務諸表の作成、会社買収および会社分割、増資)について個別に業務執行を行う複数の取締役に委ねられる。
- 共同代表: 業務を遂行するため、取締役会の決議(定款が社員決議によるものとするときは社員決議)により取締役会の決議を要すると規定される特定の事項(すなわち、財務諸表の作成、会社買収および会社分割、増資)について、会社の取締役全員(またはその過半数)の承認を要する。

特定の業務の執行権を特定の取締役に付与される場合、付与された権限は登記され、取引内容において、当該業務執行取締役が権限を有しているか確認するため、取引先の機関より登記簿謄本の提出を求められることがある。

取締役会

定款で別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会会長が有益と判断する場合、取締役が緊急時または正当理由があると判断する場合に、定款に定められた様式に従い召集される(全員出席会議の場合は召集なしに決議を行うことができる)。

取締役会会議は、少なくとも年に1回、財務諸表承認および総会招集のために開催しなければならない¹⁹。

また、定款に規定されている場合には、株主総会を電子的システム(電話・ビデオ会議システム)を利用して開催することができる。

議事録は二カ国語で作成することも可能だが、イタリア語は必須であり、議長と書記官は同じ場所で会議に出席することが要求される。

会計監査

有限責任会社の定款は、会計監査を含む任務および権限を決定しながら、会計監督機関・監査役を任命することができる。定款に別段の定めがある場合を除き、会計監督機関は、一人の常勤構成員により構成される。

もっとも、以下の場合、会計監督機関または監査役の選任が必要となる。

¹⁹ ただし、コロナウィルス感染拡大に伴う企業救済措置の一環として、2019・2020年度財務諸表の承認決議の期日は延長された。

- 連結財務諸表の作成を義務付けられている場合
- 会計監督機関・監査役を設置を要する会社を保有する場合
- 二事業年度に於いて、以下のうちの二つの項目に該当する場合²⁰
 - 総資産:400 万ユーロ以上
 - 売上およびサービスによる収益: 400 万ユーロ以上
 - 事業年度における従業員の平均:20 人以上

構成員が一人であるとしても、会計監督機関が設置される場合、株式会社の監査役会に関する規定が準用される。

一人社員

株式会社と同様に、一人社員により有限責任会社を設立することができる。一人社員は、以下の場合、会社債務について無限責任を負う。

- 資本金が完済されていない場合
- 一人社員の存在の情報公開について、法的義務が遂行されていない場合

④株式合資会社

株式合資会社は、1人以上の会社のすべての債務に対して、無限責任を負う無限責任株主および出資額に限定される有限責任株主により構成される。

この形態においては、本質的に株式会社の規定が準用される。

⑤簡易型有限責任会社

2013年より、通常モデルに加え、一人社員または複数の社員により、新たな簡易タイプの有限会社が導入された。

持ち分所有者は、自然人でなければならない(法人は不可)。

簡易有限会社の資本金は、1ユーロ以上1万ユーロ未満とし、右資本金は設立時に完済されなければならない。出資金の支払い方法は現金のみとする。

²⁰ 民法 2477 条

⑥ジョイントベンチャー(合弁事業)

ジョイントベンチャー(合弁事業)に関しては、イタリア法上、特に規定が設けられていない。しかしながら、イタリア法は、ジョイントベンチャーにも利用することができる一定の種類の契約について規定する。

イタリアにおいてジョイントベンチャーは、多数の異なる形態が該当するが、主要なモデルは以下の二つである。

- ▶ 合弁会社: 共同出資者は、共通の事業を行うための NewCo(合弁会社)を設立する。

合弁会社設立による合弁事業には、共同出資者によって選択された会社形態(例えば株式会社)について、以下に掲げる点についての(税制度を含む)イタリア法および通常設立証書に特に規定された特別約款が適用される。

- (i) (例えば取締役任命のための)定足数
 - (ii) 「simul stabunt simul cadent」条項(すなわち、一人またはそれ以上の取締役の辞任または解任による取締役会全体の解散)
 - (iii) 先買権または優先買取権条項
 - (iv) 株主・社員の一人が必要と判断した場合、会社の自動的解散
- ▶ 契約型合弁: 二つまたはそれ以上の出資者(会社または個人事業主)が、一つまたは複数の特定の共同事業を運営するための期間を定めた契約を締結する場合(例えば「Associazione Temporanea di Imprese」- A.T.I.)。

契約型合弁は、出資者によって規定された契約条項に基づき遂行される。

契約が異なる国に所在する出資者により締結される場合、出資者は準拠法を選択することができる。

2.5 資本会社の設立フロー

資本会社を設立する際の主なフローは以下のとおりである。近年、イタリアではデジタル化が進んでおり、各機関への通知・申請はオンラインによる。

- ① 子会社の企業形態の決定
- ② 商号の決定、親会社の現地会社設立・設立時取締役の任命・権限付与についての決議、イタリアで設立手続きを行う専門家(弁護士・会計士・公証人)を委任する場合その委任状の作成、定款(イタリア語)の作成。
- ③ 親会社と同法定代表者の税務番号(Codice fiscale)の取得、設立中の会社の税務番号および付加価値税番号(Partita IVA)の取得、資本金の振込。
- ④ 公証人の面前で設立証書に署名、会社設立手続きの完了。
- ⑤ 商工会議所に設立・設立時役員²¹の届出。
- ⑥ 事業開始に際して各種行政機関の許可が必要な業種については、手続き用のプラットフォームである ComUnica(または SCIA)により、管轄の市役所の該当窓口(SUAPと呼ばれる)へオンライン申請する。許可を得た後に事業活動を開始することができる。

設立証書(公証人により作成)に規定する必要がある事項

- ① 社員(有限責任会社の場合)・株主(株式会社の場合)・発起人の氏名/商号(発起人が法人の場合)、生年月日、国籍、住所/本店所在地、新会社の株式保有数/持ち分保有率
- ② 新会社の商号
- ③ 会社目的
- ④ 引き受けられた資本金額および振り込まれた資本金額
- ⑤ 発行株式の数・額面・種類・譲渡方法
- ⑥ 資本金
- ⑦ 利益配分についての規定
- ⑧ 発起人・設立時株主・社員に充てられる利益
- ⑨ 経営機関の形態、取締役・代表取締役の数および権限
- ⑩ 監査機関の構成人数
- ⑪ 設立時取締役・設立時監査役機関の任命
- ⑫ 会社設立費用
- ⑬ 会社存続期間

²¹ 取締役の登記情報は、①氏名、②生年月日、③出生地、④税務番号(Codice Fiscale)、⑤任命日、⑥任期、⑦具体的な執行権限が付与されているときは権限内容であり、これらの情報は登記簿謄本に反映される。

3. 株式・持ち分に関する手続き

3.1 M&A

新会社を設立するほかに、イタリアで投資活動を行うための効果的な方法は、イタリアに現存する事業体を買収することである。外国人投資家は、以下の取引形態のうちのいずれか一つを選択することができる。

- (i) 株式または持ち分の譲受(すなわち、ターゲットカンパニーの株式・持ち分を買い取る場合)
- (ii) 資産買収(すなわち、イタリア会社の営業譲受または事業一単位の譲受)。資産買収は以下の取引構造に細分することができる。
 - ・ 資産の売買
 - ・ 資産の抛出

上記の二つのタイプの取引によれば、不要な資産や背後にある債務(負債)を視野に入れず、現に必要とされる事業セグメントのみを考慮することができる。

(iii) 会社買収

(iv) 会社分割

取引タイプの選択は、買収の対象となる会社および買収を行う会社の特徴、また、さまざまな検討事項(特に、それぞれの事情に即し、個別具体的な評価を要する取引の税効果)により影響を受ける。

時折、一個の取引において異なる構成が組み合わされることもある。

3.2 株式・持ち分譲渡

イタリアで最も主流の企業形態は株式会社および有限責任会社である。株式譲渡および持ち分譲渡の主な差異は以下のとおりである。

- 株式会社の資本金は、通常株式(有価証券)により表象され、公証人または銀行員の面前にて、裏書により譲渡される。買収の対象となる会社との関係で効力を有するために、株主名簿に(株式が売渡されまたは譲渡されたことについて)記録されることが必要となる。無記名株式の場合には、中央システムに登録されることにより株式譲渡が完了する。
- 有限責任会社の資本金は、書面により表象されない。従って、当事者等は、会社および第三者に対して持ち分譲渡の有効性を主張するため、公証人の前で持ち分譲渡契約を実行する。譲渡契約締結後、公証人がオンラインで企業登録所に登記申請する。

3.3 増資

資本会社は、①余剰金・準備金を資本金に組み入れる、②新たな支払いを行うことにより、増資を行うことができる。②は、新たな持ち分の引き受けによるもので、通常、旧株主・社員にはオプション権、すなわち既に保有している持ち分に比例して持ち分を引き受ける権利が付与され、定款において、増資において第三者に新株式・

持ち分を割り当てることができる」と規定することも可能である。かかる場合、反対株主・社員は脱退権を行使することができる。

増資は、臨時社員・株主総会の決議または定款により経営機関に委任する場合は経営機関の決定により行うことができるが、いずれにしても公証人の立ち合いが必要となり、議事録は公証人が作成する。

増資に際して、累積損失額が資本金の3分の1以上存在する場合、当該損失分を補填した後の残額部分が増資に宛てられる。なお、損失額が資本金の3分の1以下でいずれにしても最低資本金が確保されている場合であれば、法律上は、当該損失分は翌年度に繰り越すものとし、直接増資を行うことが可能であるが、解釈が分かれるため、事前に担当公証人と確認されることを推奨する。

3.4 減資

資本金は、損失が資本金の3分の1を超えた場合、以下の手続きを行う必要がある。

①株式会社

経営機関(取締役、取締役会)、経営管理委員会、監査機関のいずれかは、必要な措置を講ずるため、速やかに総会を招集する。定款に別段の定めがある場合を除き、総会開催8日前までに、直近の資産状況を示す計算書類と、これに関する監査役会の意見書または経営管理委員会の意見書を会社の所在地に設置し、株主が閲覧できるようにしていなければならない。翌事業年度内に損失が3分の1以下に低減しなかった場合、財務諸表承認決議に際して減資または準備金による損失補填、減資により最低資本金を下回る場合は資本再構築、会社形態の変更決議を行わなければならない。

②有限責任会社の場合

経営機関(取締役、取締役会)は、必要な措置を講ずるため、速やかに総会を招集する。定款に別段の定めがある場合を除き、総会開催8日前までに、直近の資産状況を示す計算書類とこれに関する取締役の報告書(監査機関が設置されているときは監査機関の意見書と併せて)を、会社の所在地に設置し、社員が閲覧できるようにしていなければならない。翌事業年度内に損失が3分の1以下に低減しなかった場合、総会を招集し、減資または準備金による損失補填、減資により最低資本金を下回る場合は資本再構築、会社形態の変更決議を行わなければならない。

上記を行わない場合、会社の解散事由に該当する。

ただし、コロナウイルス感染拡大に伴う企業救済策として、2020事業年度中に発生した損失(いずれにしても2020年12月31日時点で生じている損失)についての補填については、5事業年度先に延期され、2025年財務諸表の承認時に決定することとされている²²。

²² 2021年予算法1条266項 <https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2020/12/30/20G00202/sg>

4. 会社清算手続き

資本金会社の清算原因は以下のとおりである²³。

- ① 会社の存続期間満了
- ② 会社目的が達成した場合、または(遅滞なく適切な定款変更を決議しなかった場合を除き)会社目的を達成することが後発的に不能となった場合
- ③ 株主・社員総会が機能しない場合、または継続して活動していない場合
- ④ 資本金が法定最低額以下に減少する場合
- ⑤ 株主・社員の撤退に際して、減資せずに撤退する株主・社員への保有株式・持ち分の払い戻しができない場合
- ⑥ 株主・社員総会の決議によるもの
- ⑦ 設立証書および定款で規定されているその他の原因に該当する場合

資本金会社の清算原因については、昨今の法改正により、司法清算手続きの開始による場合、2021年9月1日以降は特定分野の準司法清算手続きも上記に含まれる²⁴。

²³ 民法 2484 条

²⁴ 立法令 2019 年 14 号 380 条 <https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2019/02/14/19G00007/sg>

清算手続きフロー

①取締役会決議・総会招集(清算についての決議)、直近の計算書類も必要

↓

②総会決議(要公証人)にて、清算についての決議と清算人の任命、権限付与(解散、事業譲渡、会社譲渡いずれの場合も)、清算人が業務を行う基準を定める。総会決議日における計算書類の承認。

↓

③清算人の登記

この時点で取締役は職務を終了し、清算人に会社議事録、総会決議日における計算書類を引き渡す。清算人の任命後に財務諸表の登記を行う必要がある場合、清算人が登記を行う。

↓

④清算人が最終財務諸表を作成し、清算人がこれに署名し、商工会議所の企業登録所に登記する。

↓

⑤90日間の猶予期間があり、この間、株主・社員は、裁判所に、最終財務諸表についての異議を申し立てることができる。

↓

⑥90日間の間に異議申し立てがない場合、株主・社員の黙示の承認があったものとみなす。

↓

⑦最終財務諸表の承認後、清算人が会社の抹消登記を申請する。会社が解散した場合も、登記抹消後、債権者は、最終財務諸表に基づき、株主に対し債務の支払いを主張できる。清算人の過失による債権回収の不達成の場合は、清算人に主張できる。抹消登記から1年以内に会社の最終本店所在地に通知される。

↓

⑧ 清算終了・債務整理終了後、商工会議所の企業登録所にて会社議事録が10年間保管される。

清算に際して、一人または複数の清算人を自由に選任できるが、会社の内情を良く知り会計処理を的確に行うことができる会計士を選任することが一般的である。

5. 補足情報:イタリアにおけるデジタル化

前述したとおり、イタリアでは近年デジタル化が進んでいたところ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、デジタルシステムの導入がより一層急速に行われた。

法人口座についての銀行取引は、インターネットバンキングが主流である。2019年1月からは、VAT番号を有する事業者間、およびVAT番号を有する事業者から消費者に対する商品供給・サービス提供に関する取引について、電子インボイスを発行することを義務化している。

重要な書類のやり取り、申請等は、PEC(いわゆる内容証明メール)を使用されることが求められるほか、法人の法定代表者は行政手続きにおいてデジタル署名やデジタルID(SPID)を使用することが必要となる。

デジタル化により、各機関に出頭する必要はなくなったが、技術的・言語的側面から、これらを使いこなせる人員の存在が不可欠となる。